

令和3年1月8日

お客様各位

税理士法人 YMG 林会計
代表社員 林 充之

緊急事態宣言の再発令に伴う対応について

厳寒の候、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1月に入り新型コロナウイルスの感染者拡大が収まらない状況を受け、再度の緊急事態宣言が政府から発令され、お客様におかれましても、様々な対応に追われていることと推察いたしております。

旧年中におきましては、再度の緊急事態宣言の発令が予想される中、人と人との接触を避けるという観点から ZOOM 会議などの IT や通信を使った巡回監査の在り方を試験研究してまいりました。

今回の再度の緊急事態宣言に伴い、IT や通信を使った巡回監査（IT 監査）を改めて推進してまいります。また、通信環境等により、このような対応ができないお客様におかれましては、再度、弊社担当者と当面の連絡や監査の在り方の打ち合わせをお願いいたします。

（１） 緊急事態宣言時の弊社社員の執務体制

- ① シフト制により通勤形態に応じ週1～3日以上在宅勤務とします。
出勤者：受付、電話・郵便・宅急便・ファックス他に対応します。
執務時間：午前8：30～午後5：30
- ② お客様への訪問を原則として遠慮させていただきます。また、訪問する際はマスクを着用しての対応で失礼させていただきます。
- ③ お客様・お取引先の皆様が弊社へお越しいただく場合には、アルコール消毒又は手洗い及びマスクの着用をお願いしております。
- ④ お客様の資料は、極力、直接の受け渡しを避け、資料等のデジタル化を推進していただきメール等による受け渡しを用いることとし、その他郵便・宅配便又はファックスを通じてお預かりすることとします。
- ⑤ 在宅勤務中は執務時間内ですので、担当社員が弊社事務所に不在でも弊社宛にご連絡をいただければ折り返し、ご連絡いたします。

(2) 緊急事態宣言時の IT 監査の例示

- ① 対面による打合せについては、ZOOM(ズーム)会議の利用。その他電話・メール・FAX 等の利用。
- ② お客様のパソコンの操作については、AnyDesk(エニーデスク)による遠隔操作の利用。
- ③ 電子資料の受け渡しについては、安全性の高い DirectCloudBox(ダイレクトクラウドボックス)の利用。
- ④ 紙資料の電子化については、電子媒体による写真・PDF の利用。
- ⑤ 大量の紙資料については、郵送の利用。

(3) 緊急事態宣言時の申告及び申請・届出等

- ① 印鑑サインの省略及び確認については、お客様のご確認のうえ、メール等で返信していただき次第、申告作業に入らせていただきます。
- ② 申告書控については電子又は郵送にてお渡しします。

(4) 緊急経済対策

弊社では最新情報を皆様にお届けすべく、税理士法人YMG林会計コロナ対策情報配信サイトを立ち上げております。最新情報を随時アップしておりますので一度ご覧いただければ幸いです。

<https://covid19.shien-juku.com/?pmt=nh3b>

なお、上記 IT 監査の推進等につきましては、弊社担当者がお客様に伺うことを禁止することを意図したものではありません。人と人の接触を減らす意図としてのものであり、当面の間の臨時的な方法として IT 監査の可能性を探るものです。お客様にはご迷惑をお掛けいたしますが、この国民的危機を鑑みご検討いただきますようよろしくお願いいたします。